

1 危険物の分類と危険物施設

1-1 危険物の分類

Q1 毒劇物や火薬で消防法上の危険物に該当するものはありますか。

A 第3類や第4類、第5類、第6類に該当するものがあります。

第3類 トリクロロシラン（劇物） 第4類 二硫化炭素（劇物）
第5類 ピクリン酸（劇物）（爆薬） 第6類 過酸化水素（劇物）

Q2 一般的に認知されていない工業用の混合物などの危険物は、どこで誰が判定し、公になるのですか。また、輸入される物質についての判定はどこで実施するのですか。

A 消防法で定める要件を満たしていれば危険物となり、基本的には貯蔵・取扱う事業者等が確認試験を行い、許認可を行う行政機関が危険物の有無の判断を行います。

また、消防庁危険物保安室では、合理的かつ統一的に危険物の判定を行うために、危険物の有無や性状について、データ化し登録しています。（データベース登録）

輸入される危険物については、SDS（安全データシート）や国連番号等の登録を基に、危険物であるかどうかの判定を行っています。

Q3 危険物の性質や特性に応じた消火方法等について教えてください。

A 例えばガソリン等を消火する場合は、水と激しく反応するため水が使えず、泡消火薬剤や、粉末消火薬剤等を使用するなど、その特性にあった消火を行わなければなりません。

危険物の分類	消火方法
第1類（アルカリ金属を除く）	水、泡、粉末
第2類（引火性固体を除く）	粉末
第3類（禁水性物質を除く）	粉末
第4類	泡、粉末、不活性ガス
第5類	水、泡
第6類	水、泡、粉末

1-2 危険物施設

Q1 販売取扱所、移送取扱所、一般取扱所とは具体的にどのような施設ですか。

A 販売取扱所：塗料店、インク店のように危険物を調合し、販売する施設です。

移送取扱所：パイプラインのように危険物を遠くへ送る配管等の施設です。

一般取扱所：ボイラーや発電設備、ローリーへの充填設備等、10種類ある危険物製造・貯蔵・取扱い施設に該当しない施設です。

Q2 ガソリンスタンドには、地下貯蔵タンクもありますが、貯蔵所になりませんか。また、貯蔵所と取扱所の違いは何ですか。

A ガソリンスタンドの場合は、地下タンクを専用タンクとして取り扱い、給油取扱所の

許可に包括されますが、技術的な基準は地下タンク貯蔵所と同等です。

貯蔵所は危険物を貯蔵することを主な目的とした施設であり、同様に取扱所は危険物の取扱い、販売などを目的としたものです。

Q 3 仙台市内のセルフ式ガソリンスタンド数と規制内容について教えてください。

A ドライバー自らが給油等を行ういわゆるセルフサービス方式の給油取扱所（セルフスタンド）は、平成10年4月から認められた比較的新しいガソリンスタンドの形態です。

本市のセルフスタンドの数は、平成29年4月1日現在、95施設となっており、5年前（68施設）と比べると1.4倍になっており、市内のガソリンスタンド数（192件）の約5割を占めております。

セルフスタンドでは、危険物を熟知してない一般のお客さんが取扱うことを想定し、主に次のような規制強化が行われています。

- ・監視カメラ及びインターフォンによる給油設備の監視強化
- ・誤給油防止のための制御卓による給油開始・停止
- ・衝突防止措置
- ・泡消火設備（計量機の下部から泡を放出し消火） など

2 危険物施設の安全基準等

2-1 危険物の指定数量

Q 1 一時的に危険物を貯蔵、取扱う場合にも許可等が必要ですか。

A 仮に指定数量以上の危険物を10日間に限って貯蔵・取扱う場合は、許可の必要はなく、消防長が承認すれば貯蔵・取扱いが可能です。

Q 2 一般家庭でガソリンや灯油を貯蔵する場合の規制内容について教えてください。

A 一般家庭で指定数量の5分の1未満のガソリンや灯油を貯蔵する場合は、貯蔵している容器からの漏れ、あふれ、飛散をしないように密栓を行い、またその容器を置く場所についても、整理整頓やみだりに火気を使用しないなど、危険物を貯蔵する場合の一般的な注意事項があります。（仙台市火災予防条例第32条）

また、指定数量の5分の1以上指定数量未満の灯油をホームタンクへの貯蔵であれば、タンクからの漏洩防止措置やタンクの固定、消火器、標識等の設置等が義務付けられており、指定数量の2分の1以上であれば所轄消防署への届出が必要となります。

Q 3 乗用車で携行缶や一斗缶を運搬する場合も数量等による規制はありますか。

A 原則として、法令で定める試験を実施した容器、いわゆる「運搬容器」であれば、数量に関係なく運搬することは可能です。但し、指定数量以上の危険物を運搬する場合は、標識、消火器等の設置が義務付けられます。

また、乗用車でガソリンを運搬する場合に限り、容量22ℓまでの金属性運搬容器と定められています。

Q 4 ガソリンスタンドで、携行缶へのガソリンや軽油の購入が断られることがあります
が、禁止している理由を教えてください。

A 消防法令上、一日の取扱量が指定数量未満であれば、セルフスタンドにおいても携行
缶への販売（詰替え）も行うことができることになってはいますが、あくまでも従業員に
よる販売であることから手間もかかり、近年増加しているセルフスタンドは従業員が少
ないなどの理由から、営業方針として、携行缶へのガソリンや軽油の販売は行わないと
ころもあると聞いています。

当局としては、事業者の営業方針までは立ち入ることはできないのが現状です。

2-2 危険物施設の安全基準(ハード・ソフト)

Q 1 危険物取扱者免状には、運転免許のような種類、減点、罰金制度はあるのか

A 運転免許と同じように種類があり、危険物取扱免許書の場合、甲・乙・丙種となり、
取り扱える危険物、立ち合い権限がそれぞれ異なります。

- ・甲：全ての危険物（全ての危険物に立ち会える）
- ・乙：第1類～第6類の危険物（取得したものだけ取り扱い、立ち会える）
- ・丙：第4類のガソリン、軽油、灯油、第三石油類（重油・潤滑油及び引火点が130℃
以上のものに限る）、第四石油類、動植物油類（立ち会えない）

また、貯蔵、取扱い等において、消防法令上の違反があると、行政処分を受け、違反
の程度により減点され、罰金を課せられる場合もあります。

Q 2 危険物保安監督者の選任が必要な一定規模以上の施設とはどのような施設ですか。

A 必ず保安監督者を定めなければならない製造所等

- ・製造所
- ・屋外タンク貯蔵所
- ・給油取扱所
- ・移送取扱所

また、その他の製造所等についても、取扱量や危険物の危険性に応じて必要な施設が
あります。

Q 3 危険物施設の定期点検の頻度や緩和基準に教えてください。

A 定期点検は一年に1回以上、危険物取扱者が行わなければなりません。

また地下貯蔵タンクの気密試験、いわゆる漏れの点検等は、点検を行える点検技術者
が危険物取扱者立会のもと行っています。

定期点検の緩和は、施設を休止し、危険物を貯蔵、取扱っていない場合のみ行ってい
ます。また地下貯蔵タンクでは、内面コーティングや電気防食等を行った場合1年に1
回の漏れの試験を3年に1回にするなど緩和している場合もあります。